資料2

令和９年１月１７日執行

尾張旭市長選挙資料

政 治 活 動 の 概 要

尾張旭市選挙管理委員会

は　じ　め　に

政党その他の政治活動を行う団体が自らの組織の伸長のために政治活動を行うことは当然であり、憲法上保障されている集会、結社及び表現の自由の原則からみても、政治活動は本来自由なるべきものであります。

しかし、選挙時における政治活動は選挙運動とまぎわらしく、かつ、選挙に与える影響も極めて大きい点は否定できません。このような選挙運動とまぎわらわしい政治活動は、選挙の自由公正を確保する見地から何らかの規制を加えなければならないものと考えられます。

このため、公職選挙法では、特定の選挙（衆議院議員・参議院議員・都道府県及び指定都市の議会の議員・都道府県知事・市長の選挙）の行われる区域では一定の期間、政党その他の政治活動を行う団体が特定の政治活動を行うことを禁止しております。

ただし、その選挙において確認を受けた政党その他の政治団体（以下「確認団体」という。）は、一定の制限のもとに政治活動をすることができることになっています。

この小冊子は、今回執行される尾張旭市長選挙において確認団体が行う政治活動の規制についての概要を述べたものですが、実施にあたっては法令等にも十分留意してください。

なお、この小冊子では、法令について次のように略称を使用しております。

法　：公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）
令　：公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）
規　則：公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）

目　　次

１　規制される政治活動
⑴　どのような態様あるいは手段による政治活動が禁止されるか …… 1
⑵　どのような主体による政治活動が規制されるか …… 1
２　規制される期間 …… 2
３　規制される区域 …… 2
４　確認団体
⑴　確認団体となるための要件 …… 2
⑵　確認申請手続 …… 2
５　確認団体が行うことができる政治活動
⑴　政談演説会 …… 3
⑵　街頭政談演説 …… 4
⑶　自動車の使用 …… 5
⑷　拡声機の使用 …… 5
⑸　ポスターの掲示 …… 5
⑹　立札及び看板の類の掲示 …… 6
⑺　ビラの頒布 …… 8
⑻　連呼行為 …… 9
⑼　機関新聞紙、機関雑誌への選挙に関する報道、評論の掲載 …… 9

1　規制される政治活動

⑴　どのような態様あるいは手段による政治活動が禁止されるか

政党その他の政治活動を行う団体は、尾張旭市長選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間、その政治活動のうち、次のような態様あるいは手段による政治活動は禁止されております。ただし、一定の要件を満たす政党その他の政治団体（以下「確認団体」という。後述「４確認団体」参照）については、一定の規制のもとに次のアからク、コ及びサの政治活動を行うことができます。（法第201条の9、法第201条の11、法第201条の12、法第201条の13、第201条の15）

ア　政談演説会の開催

イ　街頭政談演説の開催

ウ　政策の普及宣伝（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）及び演説の告知のための自動車の使用

エ　政策の普及宣伝（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）及び演説の告知のための拡声機の使用

オ　政治活動用ポスターの掲示（※）

カ　政治活動用立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示（※）

キ　政治活動用ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布（※）

ク　政治活動のための連呼行為

ケ　掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌及びインターネット等を除く。）に特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載

コ　国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

サ　機関新聞紙及び雑誌の選挙に関する報道評論掲載及び頒布

※　上記「オ」「カ」「キ」については、政党その他の政治団体のシンボル・マークを表示するものの掲示又は頒布を含む。

⑵　どのような主体による政治活動が規制されるか

規制を受ける政治活動は、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動であって、個

人の行う純粋な政治活動は規制の対象となりません。

政治資金規正法の規定による設立届をしていなくても、政治活動を行う団体としての実態を備えていれば、この規制の対象となります。

2　規制される期間

尾張旭市長選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの期間です。（法第201条の9、法第201条の13、法第201条の15）

3　規制される区域

尾張旭市長選挙の行われる区域（尾張旭市）です。（法第201条の9）

4　確認団体

⑴　確認団体となるための要件

ア　尾張旭市長選挙において、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体です。（法第201条の9第1項）

ａ　**所属候補者**とは立候補の際に政党その他の政治団体に属する旨の届出をした者をいう。

ｂ　**支援候補者**とは、立候補届出書ではいずれの政党その他の政治団体にも所属しない者として届けられているが、政党その他の政治団体がこれを推薦し又は支持することとしている候補者をいう。

ｃ　一の確認団体の所属候補者又は支援候補者となった者は、他の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者となることができません。

イ　確認団体となるためには、あらかじめ文書で申請することにより尾張旭市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）の確認を受け、その確認書の交付を受けなければなりません。（法第201条の9第3項）

⑵　確認申請手続

ア　政治団体確認申請書の提出

次のイに掲げる書類に所属候補者又は支援候補者の氏名等必要事項を記載し、市選管に申請します。（法第201条の9第3項）

イ　提出書類

a　政治団体確認申請書　1部

※　選挙期日の告示の日（令和9年1月10日）現在において国会に議席を有する政党以外の政治団体が確認申請を行うときは、政治団体確認申請書に①綱領、②規約、③役員名簿、④最近の予算書、⑤政治資金規正法第６条の規定による届出書の写しを添付してください。

b　政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書　1部

※　所属候補者の場合は、同意書は必要ありません。

ウ　申請できる時間

告示の日から選挙期日前日までの午前8時30分から午後5時までの間にすることができます。（法第270条）

５　確認団体が行うことができる政治活動

確認団体は、次の特定の政治活動について、一定の制限のもとに届出の日から選挙の期日の前日までの間に限り行うことができます。

⑴　政談演説会

政談演説会とは、不特定多数の聴衆を集めて政党その他の政治団体が、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反対することを内容として政策の普及宣伝等を目的に行う演説会をいいます。

ア　開催の回数

選挙の期間中２回まで（法第201条の9第1項）

イ　開催の届出

政談演説会を開催するときは、開催する前に「政談演説会開催届出書」に所要事項を記入の上、市選管に届け出なければなりません。この場合、施設の使用については、予め確認団体と施設の管理者との間で使用についての契約を結んでください。（法第201条の11第2項、令第129条の5第2項）

ウ　演説会の態様

a　政策の普及宣伝のほか、所属（支援）候補者の選挙運動のための演説をもすることができます。（法第201条の11第1項）

b　演説会場においては、聴衆に対してする政治活動としての連呼行為、届出済のビ

ラ及び機関新聞紙の頒布を行うことができます。（法第201条の9第1項、法第201条の13第1項、法第201条の15第1項）

ただし、このビラは、選挙運動のために使用することはできますが、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載できません。（法第201条の9第2項、法第201条の13第1項）

c　候補者は政談演説会で弁士となることもできます。この場合、候補者名を記載した腕章、胸章、たすきの類は着用できません。また、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載した文書図画（弁士名のたれ幕を含む。）の掲示はできません。自己の選挙運動のための演説もできますが、演説は政談を本来の目的として行い、選挙運動の演説は従として行われる程度でなければなりません。

エ　政談演説会の告知のために、一の演説会ごとに立札及び看板の類を通じて５以内を掲示することができます。掲示については市選管が交付する表示をしなければなりません。また、その立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。（法第201条の9第1項、法第201条の11第8項、9項）

⑵　街頭政談演説

街頭政談演説とは、街路、公園、空地等一般に公開された場所で通行人等に対して政策の普及宣伝のために行う演説をいいます。

街頭で行われる政談演説であっても、あらかじめ演説の行われることを周知せしめることによって行うものは、政談演説会としての規制を受けます。

ア　開催できる場所

政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の停止した車上及びその周囲（法第201条の9第1項）

イ　開催できる時間

午前８時から午後８時までの間（法第201条の12第1項）

ウ　演説会の態様

a　政策の普及宣伝のほか、所属（支援）候補者の選挙運動のための演説をもすることができます。（法第201条の11第1項）また、政治活動のための連呼行為を行うこともできます。

b　候補者は街頭政談演説で弁士となることもできます。この場合、候補者名を記載

した腕章、胸章、たすきの類は着用できません。また、候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載した文書図画（弁士名のたれ幕を含む。）の掲示はできません。自己の選挙運動のための演説もできますが、演説は政談を本来の目的として行い、選挙運動の演説は従として行われる程度でなければなりません。

c　街頭政談演説の開催には、法140条の2第2項（学校、病院、診療所等の周辺に置ける静穏の保持）及び法164条の6第3項（長時間にわたる街頭演説の規制）が準用されます。（法201条の12第3項）

⑶　自動車の使用

確認団体は、政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車を告示日から選挙期日の前日までの間に限り、次により使用することができます。

ア　使用できる車の台数

１台（法第201条の9第1項）

なお、自動車の種類には別段制限はありません。

イ　使用の方法

a　政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車には、市選管が交付する表示を掲示しなければなりません。（法第201条の11第3項）

なお、この表示は、確認書の交付と同時に市選管から交付されます。

b　守山警察署による設備外積載の許可を受けて、使用する自動車に看板等をつけて走行する場合、候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されます。（法第201条の13第1項）

⑷　拡声機の使用

確認団体は、政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機を告示日から選挙期日の前日までの間に限り、政談演説会の会場、街頭政談演説の場所及び前述の宣伝告知のための自動車の車上において使用することができます。（法第201条の9第1項）

⑸　ポスターの掲示

ポスターの掲示は、選挙運動期間中は禁止されますが、確認団体が行う場合には、次により掲示することができます。なお、この政治活動用ポスターに限り選挙当日も掲示

しておくことができます。（法第201条の9第1項、法第201条の11第7項）

ア　ポスターの規格及び枚数（法第201条の9第1項）

ａ　規格

長さ８５㎝、幅６０㎝以内

ｂ　枚数

１，０００枚以内

イ　ポスターの証紙

ポスターには、市選管が交付する証紙を貼らなければ掲示することができません。（法第201条の11第4項）

証紙は、確認書の交付と同時に市選管から交付される政治活動用ポスター証紙交付票にポスターの種類ごとに見本１枚を添えて市選管へ請求してください。

ウ　ポスターの記載内容

政策の普及宣伝のほか所属（支援）候補者の選挙運動のためにも使用することができますが、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項は記載できません。（法第201条の9第2項、法第201条の13第1項）

なお、表面に確認団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。（法第201条の11第5項）

エ　ポスターの掲示箇所

国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には原則掲示できません。

また、他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がない場合にはその管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければなりません。承諾を得ないで掲示されたポスターは、居住者、管理者又は所有者において撤去することができます。（法第201条の11第6項）

オ　ポスターの撤去義務

所属（支援）候補者の選挙運動のために使用したポスターについては、選挙期日後速やかに撤去しなければなりません。（法第201条の11第7項）

⑹　立札及び看板の類の掲示

政党その他の政治活動を行う団体が政治活動のために使用する立札及び看板の類に

ついては、選挙の告示日から選挙の当日までの間に限り、その本部及び支部の事務所において掲示するものを除き、掲示することができません。

ただし、確認団体は、選挙の当日を除いて次のものを掲示することができます。（法第201条の9）

なお、これらの立札及び看板については規格の制限はありません。

ア　政談演説会の告知用のもの及びその会場内で使用するもの

a　掲示数

一の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて５枚以内。政談演説会の会場内で使用するものには、数に制限はありません。（法第201条の9第1項第5号）

b　表示

政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類には、市選管の交付する表示をしなければなりません。（法第201条の11第8項）

なお、この表示は、政談演説会の開催の届出をした際に交付されます。

c　記載内容

候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。（法第201条の13第1項）

なお、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。（法第201条の11第9項）

d　掲示箇所

政談演説会の開催当日における当該政談演説会の会場内及び会場前を除き、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には原則掲示できません。

また、他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がない場合にはその管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければなりません。（法第201条の11第6項）

e　撤去義務

政治活動用自動車に取り付けたもの及び政談演説会告知用のものの使用をやめたとき、又は政談演説会が終了した後は、直ちにこれらの立札及び看板の類を撤去しなければなりません。（法第201号の11第10項）

イ　政治活動用自動車に取り付けるもの（法第201条の9第1項第5号）

⑺ ビラの頒布

政党その他の政治活動を行う団体が政治活動のために行うビラの頒布は、選挙の告示日から選挙の当日までの間に限り行うことができません。

ただし、確認団体は、選挙の当日を除いて次のように頒布することができます。（法第201条の9）

ア　ビラの種類

市選管に届け出たもの２種類以内（法第201条の9第1項第6号）

なお、規格及び枚数に制限はありません。

イ　ビラの記載内容

政策の普及宣伝のほか所属（支援）候補者の選挙運動のためにも使用することができますが、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項は記載できません。（法第201条の9第2項、法第201条の13第1項）

なお、表面に確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法第14章の3の規定による確認団体の政治活動用ビラであることを表示する記号を記載しなければなりません。（法第201条の11第5項）

ウ　頒布の方法

確認団体がその開催する演説会の会場において行う場合はもちろん、街頭で通行人に直接手渡したり、郵便等、新聞折込みの方法によって頒布することも差し支えありません。

ただし、選挙人宅を戸別に訪問して頒布することは戸別訪問として違反になる場合がありますし、多数の通行人に向ってばらまいたりすることは散布に該当することとなり禁止されます。（法第201条の9第1項）

エ　頒布できない場所

国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理する建物（職員住宅、公営住宅を除く。）では頒布できません。

ただし、これらの建物でも郵便等又は新聞折込みの方法によって頒布する場合及び政談演説会の開催中に会場で頒布する場合を除きます。（法第201条の13第1項）

⑻ 連呼行為

連呼行為とは、短時間に同一内容の短い文言を連続して反復して呼称することをいい、政治活動のための連呼（選挙運動にわたる連呼はできない。）に限り次のようにできます。

ア　政談演説会及び街頭政談演説の場所における連呼行為

確認団体は政談演説会の会場並びに街頭政談演説の場所において、政治活動のための連呼行為を行うことができます。（法第201条の13第1項）

イ　政治活動用自動車の上での連呼行為

午前８時から午後８時までの間に限り、政策の普及宣伝及び政談演説会の告知のために使用する自動車の上においてする政治活動として連呼行為を行うことができます。（法第201条の13第1項）

ウ　静穏の保持

当該連呼行為には、法140条の2第2項（学校、病院、診療所等の周辺に置ける静穏の保持）の規定が準用されます。（法201条の13第2項）

⑼ 機関新聞紙、機関雑誌への選挙に関する報道、評論の掲載

政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間、次のような条件を備えたものでなければ、その選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。（法第201条の15）

ア　確認団体の発行するもの（号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものでないこと）

イ　確認団体の本部で直接発行するもの（号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものでないこと）

ウ　通常の方法（機関新聞紙については、政談演説会の会場において頒布する場合を含む。）により頒布するもの

なお、通常の方法とは、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続いて発行されている期間によって次のように定められています。

ａ　引き続いて発行されている期間が６月に満たないものについては、政談演説会の会場において頒布する方法に限られます。（機関雑誌については、政談演説会での頒布の実績がない場合は頒布できません。）

ｂ　引き続いて発行されている期間が６月以上のものについては、選挙の期日の告示の日前６月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法は含みません。

エ　市選管に届け出たもの各１種類であること

なお、届出は、「政党その他の政治団体の機関紙（誌）届出書」に当該機関新聞紙又は機関雑誌の名称、編集人及び発行人の氏名、創刊年月日、発行方法及び引き続いて発行されている期間を記載して行います。（法第201条の15第2項）

オ　届出機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するもので、選挙に関する報道及び評論を掲載していないものについても、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項が記載されているときは、選挙の行われる区域において頒布することはできません。（法第201条の15第3項）